

経過措置について

・「奈良市屋外広告物等に関する条例」（新条例）、「奈良市屋外広告物等に関する条例施行規則」（新規則）における主な経過措置は以下のとおりです。

- 新条例の施行（令和4年(2022)7月1日）の際、現に適法に表示・設置されている屋外広告物・掲出物件で、新たに許可を要することとなったものの許可申請 10年間
- 新条例の施行の際、現に適法に表示・設置されている屋外広告物・掲出物件（新条例の施行の際、現にこの条例による改正前の奈良市屋外広告物条例の規定により適法に許可を受けている屋外広告物又は掲出物件であって、施行日後に表示され、又は設置されるものを含む。）の表示・設置 10年間
- 屋外広告物及び掲出物件の点検義務 3年間
- 地域区分の変更があった際、当該地域に現に適法に表示・設置されている屋外広告物・掲出物件の表示・設置 10年間

・「奈良市屋外広告物条例」（旧条例）及び「奈良市屋外広告物条例施行規則」（旧規則）に規定した経過措置についても、引き続き次のように運用しています。

◆新たに禁止地域を指定した場合の経過措置の運用

対象とする地域	経過措置の内容	経過措置の期間
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良町都市景観形成地区のうち商業地域の区域 ・西の京歴史的景観形成重点地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている屋外広告物又は掲出物件は、禁止地域としての各基準を適用せず、従前の許可地域の基準を適用する。 	令和12年(2030)3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> ・ならまち歴史的景観形成重点地区のうち奈良町都市景観形成地区を除く区域 ・きたまち歴史的景観形成重点地区 ・柳生の里歴史的景観形成重点地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年(2016)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている屋外広告物又は掲出物件は、禁止地域としての各基準を適用せず、従前の許可地域の基準を適用する。 	令和8年(2026)3月31日まで

◆禁止地域における適用除外の基準に関する経過措置の運用

対象とする地域又は場所	経過措置の内容	経過措置の期間
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区 	平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている金属製の自己用広告物は、次の基準を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・広告物ごとの表示面積は3㎡以下 	令和12年(2030)3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域のうち特別保存地区を除く区域 ・風致地区 	平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている金属製の自己用広告物は、次の基準を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・広告物ごとの表示面積は4㎡以下 	令和12年(2030)3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で、平成22年(2010)4月1日時点で禁止地域に指定されていた地域又は場所※1 	平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている金属製の自己用広告物は、次の基準を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・広告物ごとの表示面積は6㎡以下 	令和12年(2030)3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域(歴史的風土特別保存地区を含む) ・風致地区 	平成28年(2016)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている自己用広告物は、次の基準を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないものであること 	令和8年(2026)3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年(2016)4月1日時点で禁止地域に指定されていた地域又は場所※2 	平成28年(2016)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている自己用広告物は、次の基準を適用しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・動画を表示するもの及び点滅し、又は回転するもの(警告用を除く。)は、設置しないこと ・広告物の表示面に直接LED等の光源を設置しないこと 	令和8年(2026)3月31日まで

対象とする地域又は場所	経過措置の内容	経過措置の期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ならまち歴史的景観形成重点地区のうち商業地域を除く、奈良町都市景観形成地区を除く区域 ・きたまち歴史的景観形成重点地区 	<p>平成28年(2016)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている自己用広告物は、次の基準を適用せず、従前の禁止地域・許可地域の区分に応じた面積基準を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告物ごとの表示面積は10㎡以下 	令和8年(2026)3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> ・柳生の里歴史的景観形成重点地区 	<p>平成28年(2016)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている自己用広告物は、次の基準を適用せず、従前の禁止地域・許可地域の区分に応じた面積基準を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告物の表示面積の合計は10㎡以下 ・広告物ごとの表示面積は6㎡以下 	令和8年(2026)3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> ・ならまち歴史的景観形成重点地区のうち奈良町都市景観形成地区を除く区域 ・きたまち歴史的景観形成重点地区 ・柳生の里歴史的景観形成重点地区 	<p>平成28年(2016)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている自己用広告物は、次の基準を適用せず、従前の禁止地域・許可地域の区分に応じた基準を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は、表示し、又は設置しないこと。 ・動画を表示するもの及び点滅し、又は回転するもの(警告用を除く。)は、設置しないこと。 ・広告物の表示面に直接LED等の光源を設置しないこと。 ・自立する広告物の高さは、その地域における建築物の高さ(塔屋、エレベーター室、水槽その他これらに類する建築物の屋上部分の高さを除く。以下同じ。)の規制以下とすること。 ・集合広告物の表示面積の合計は、広告物の規格及び内容欄の表示面積を超えないこと。 ・建築物又は工作物に直接表示し、又は設置するものにあつては、当該広告物の広告面に直交する地点から展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。 ・特定商品名を表示する場合にあつては、その表示面積は、各広告物の表示面積の合計の3分の1以下であること。 ・特定商品名のみを表示するものでないこと。 	令和8年(2026)3月31日まで

※1：平成22年(2010)4月1日時点で禁止地域に指定されていた地域又は場所は次のとおりです。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護法で指定された建造物及び地域 <ul style="list-style-type: none"> ・国宝・重要文化財の建造物とその周囲50m以内(ただし、商業地域、近隣商業地域を除く) ・重要有形民俗文化財の建造物 ・特別史跡名勝天然記念物(仮指定を含む)とその周囲100m以内(ただし、商業地域、近隣商業地域を除く) ・史跡名勝天然記念物(仮指定を含む) ○奈良県文化財保護条例で指定された建造物及び地域 <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県指定有形文化財の建造物 ・奈良県指定史跡名勝天然記念物 ○奈良市文化財保護条例で指定された建造物及び地域 <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市指定文化財の建造物 ・奈良市指定史跡名勝天然記念物 | <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的風土保存区域(一部地域を除く) ○第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 ○風致地区(一部地域を除く) ○都市景観形成地区(商業地域を除く) ○景観形成重点地区のうち次の歴史的景観形成重点地区 <ul style="list-style-type: none"> ・奈良町歴史的景観形成重点地区 ・西の京歴史的景観形成重点地区 ○歴史的環境調整区域 ○都市公園、県立公園 ○陵、墓地、火葬場 ○官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建物とその敷地 |
|--|---|

※2：平成28年(2016)4月1日時点で禁止地域に指定されていた地域又は場所は、※1に次の地域を追加した地域又は場所です。

- 景観形成重点地区のうち次の歴史的景観形成地区
 - ・ならまち歴史的景観形成重点地区のうち奈良町都市景観形成地区を除く区域
 - ・きたまち歴史的景観形成重点地区
 - ・柳生の里歴史的景観形成重点地区

◆許可基準に関する経過措置の運用

対象とする地域又は場所	経過措置の内容	経過措置の期間						
・市内全域	平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている金属製の壁面広告物は、次の基準を適用しない。 ・歩道のない道路における壁面広告物の突き出し幅は、壁面から1m以内	令和12年(2030)3月31日まで						
・市内全域	平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている金属製の広告塔は、次表の左欄の基準を適用せず、当該項目については右欄の基準を適用する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">経過措置となる基準</th> <th style="width:50%;">適用する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己外広告物は、広告塔ごとの表示面積は20㎡以下、かつ広告塔の各面の表示面積は10㎡以下</td> <td>広告塔ごとの表示面積は60㎡以下、かつ広告塔の各面の表示面積は20㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>	経過措置となる基準	適用する基準	自己外広告物は、広告塔ごとの表示面積は20㎡以下、かつ広告塔の各面の表示面積は10㎡以下	広告塔ごとの表示面積は60㎡以下、かつ広告塔の各面の表示面積は20㎡以下	令和12年(2030)3月31日まで		
経過措置となる基準	適用する基準							
自己外広告物は、広告塔ごとの表示面積は20㎡以下、かつ広告塔の各面の表示面積は10㎡以下	広告塔ごとの表示面積は60㎡以下、かつ広告塔の各面の表示面積は20㎡以下							
・市内全域	平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている金属製の広告板は、次表の左欄の基準を適用せず、当該項目については右欄の基準を適用する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">経過措置となる基準</th> <th style="width:50%;">適用する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己外広告物は、広告板ごとの表示面積は20㎡以下</td> <td>広告板ごとの表示面積は30㎡以下</td> </tr> <tr> <td>自立し、移動可能な広告物(立看板等の簡易な構造のものを除く。)は、次の事項に該当すること ア 大きさは、縦1.8m以下、横1.2m以下 イ 自己用のみに用いること</td> <td>広告板ごとの表示面積は30㎡以下、高さは5m以下</td> </tr> </tbody> </table>	経過措置となる基準	適用する基準	自己外広告物は、広告板ごとの表示面積は20㎡以下	広告板ごとの表示面積は30㎡以下	自立し、移動可能な広告物(立看板等の簡易な構造のものを除く。)は、次の事項に該当すること ア 大きさは、縦1.8m以下、横1.2m以下 イ 自己用のみに用いること	広告板ごとの表示面積は30㎡以下、高さは5m以下	令和12年(2030)3月31日まで
経過措置となる基準	適用する基準							
自己外広告物は、広告板ごとの表示面積は20㎡以下	広告板ごとの表示面積は30㎡以下							
自立し、移動可能な広告物(立看板等の簡易な構造のものを除く。)は、次の事項に該当すること ア 大きさは、縦1.8m以下、横1.2m以下 イ 自己用のみに用いること	広告板ごとの表示面積は30㎡以下、高さは5m以下							
・平成22年(2010)4月1日時点において指定されていた景観形成重点地区※3	平成22年(2010)4月1日時点において、適法に表示又は設置されている金属製の広告塔・広告板は、次の基準を適用しない。 ・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	令和12年(2030)3月31日まで						
・平成28年(2016)4月1日に指定された景観形成重点地区※4	地区指定時点において、適法に表示又は設置されている広告塔・広告板は、次の基準を適用しない。 ・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内(横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内)に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	令和12年(2030)3月31日まで						

※3：対象となる景観形成重点地区は次のとおりです。(歴史的景観形成重点地区は、禁止地域として自己外広告物の表示・設置は禁止しています。)

- ・JR奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区
- ・近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区
- ・大宮通り沿道景観形成重点地区
- ・三条通り沿道景観形成重点地区のうち、三条栄町交差点以東の区域
- ・一般国道24号沿道景観形成重点地区
- ・主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区
- ・主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区

※4：対象となる景観形成重点地区は次のとおりです。(歴史的景観形成重点地区は、禁止地域として自己外広告物の表示・設置は禁止しています。)

- ・三条通り沿道景観形成重点地区のうち三条栄町交差点以西の区域
- ・県道木津横田線沿道景観形成重点地区
- ・一般国道169号沿道景観形成重点地区

※2、※3、※4の区域

